福岡市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託
提案競技募集要項

1 契約件名

福岡市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託

2 趣旨・目的

ひとり親家庭の経済的自立と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき貸付を行っている「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の未収金について、より実効性の高い滞納整理を進めることができるよう、未収金回収業務の一部を委託し、未収金の縮減を図ることを目的とします。

3 履行期間

令和9年4月1日から令和 10 年3月31日まで

※履行状況が良好な場合は翌年度以降についても契約の相手方とする可能性がありますが、契約は当初契約した年度を含め、最長5会計年度（令和 14 年3月31日）までとします。

4 委託料

上限額 9,736 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※委託料は本委託業務により受託者が回収した金額に成功報酬率を乗じた額とします。

※成功報酬率の上限は 25%とします。

※本業務は令和 9 年度の予算の成立を前提としているため、当該予算が成立しない場合又は予算額に変更が生じた場合は、最優秀提案者を選定した場合であっても契約を締結しないことがあります。また、予算額に応じて業務内容又は委託料上限額を変更する場合があります。

5 委託内容

「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の未収金回収業務

※詳細は仕様書（提案募集時）を参照

6 事業提案書

「事業提案書」（様式任意）により提案してください。

ただし、1 事業者 1 提案とし、複数の提案はできません。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合、構成員は他の提案の提案者及びJVの構成員となることはできません。

（1）A4サイズ、5 枚以内（表紙を除く）で作成してください。

（2）事業提案書には、次の事項は必ず記載してください。

- ・実施方針（業務フロー、本市との役割分担、スケジュール、月次報告体制等）
- ・実施内容
- ・実施体制
- ・成功報酬率（上限は 25%）、及び予想回収率

※（参考）平成 27 年度から令和7年度までの本委託の回収率 ： 約 31%

(3)事業提案書は、事業者名が分からないようにしてください。(提案競技申込以降は、 こちらから提示する各企業の識別記号(A 社、B 社・・)を全ての用紙に記載してください。)

(4)事業提案書にはページ番号を記載してください。

7 スケジュール

募集開始	令和8年 11 月 24 日(火)
質問書提出締切	令和8年 12 月 4 日(金)17 時必着
質問に対する回答	令和8年 12 月 9 日(水)
参加申請書提出締切	令和8年 12 月 18 日(金)17 時必着
事業提案書等提出締切	令和9年 1 月 12 日(火)17 時必着
審査(事業提案書による)	令和9年 1 月 14 日(木)【予定】
最優秀提案者決定	令和9年 1 月 18 日(月)【予定】

8 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質疑書(様式第 2 号)に記載の上、令和8年 12 月 4 日(金)17 時までに電子メールにて提出してください。提出後、質疑書が届いているかどうかを電話確認してください。

※メールの件名は「【提案競技質問】御社名」としてください。

なお、質疑に対する回答は、令和 8 年 12 月 9 日(水)頃、福岡市ホームページに掲示します。

メール: k-mimamori.cb@city.fukuoka.lg.jp

9 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下『参加資格』という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできません。なお、JVとして参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要があります。

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者ではないこと。

(2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から競争入札参加停止等措置要領(以下『措置要領』という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4)福岡市税を滞納していない者であること。

(5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破

産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7)弁護士法に規定される弁護士、弁護士法人または債権管理回収業に関する特別措置法に規定される債権回収会社であること。

(8)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

10 参加申請の手続

本提案競技に参加を希望する事業者は、参加資格確認のため、下記のとおり参加申請を行ってください。

(1)申請期限

令和８年12月18日(金)17時まで

(2)申請方法

下記の提出場所に郵送(必着)又は持参してください。

(3)申請場所

〒810-8620　福岡市中央区天神1丁目８－１

福岡市こども未来局こども健やか部こども見守り支援課(ひとり親福祉係)

担当:横山

(4)提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すこと。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑨の提出を免除します。

※JVとして参加する場合は、代表事業者を決定してください。

※JVとして参加する場合は、②～⑩を全ての構成員が提出してください。

①提案競技参加申請書(様式第1号)

②登記事項証明書(法人の場合)

・法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること。(履歴事項全部証明書でも可)

③身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

・本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものです。

・法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するもの

です。

・身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要です。

④福岡市税を滞納していないことの証明書

・福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

・証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥委任状（様式第1－2号）

・この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第1－2号により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書（様式第1－3号）

・様式第1－3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿（様式第1－4号）

・様式第1－4号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。

・役員とは、株式会社・有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

・法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

・個人の場合は、様式第1－5をもとに作成のうえ提出すること。

⑩弁護士、弁護士法人又は債権回収会社であることを証明する書類の写し

11 事業提案書等の提出

本提案競技に参加する事業者は、下記のとおり事業提案書等を提出してください。

（1）提出期間

令和９年１月12日（火）17時まで

（2）提出方法

・下記のアドレスに電子メールで提出してください。

・全てPDFデータとし、データ量が大きい等、電子メールで送信できない場合は、ご連絡ください。

・電子メールの件名は、「【事業者名】福岡市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託事業提案書」としてください。

（3）提出先アドレス

k-mimamori.cb@city.fukuoka.lg.jp

（4）提出書類

事業提案書（様式任意、A4サイズ、5 枚以内（表紙を除く））

※参加事業者名が分からないようにしたうえで、こちらから提示した識別記号を記載してください。

※当該事業と同種又は類似業務の実績があれば、実績表（様式第3号）を1部提出してください。

（5）参加の辞退

提案競技参加申請書を提出した後で、参加を辞退される場合は、辞退届（様式第4号）を提出してください。提出先・提出期限は上記と同じです。

12 プレゼンテーション

事業提案書等の提出のあった事業者を対象に、以下のとおりプレゼンテーション（提案内容の説明及びヒアリング）を行います。本提案競技に参加する事業者は、必ず出席してください。出席されない場合は、失格となります。

なお、プレゼンテーションは契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。

（1）実施日　令和 9 年 1 月 14 日（木）（予定）

（2）時間・場所　令和8年 12 日 25 日（金）17時までに対象事業者に通知します。

（参加人数によってはオンラインによる実施も検討します。）

（3）方　法　各参加者によるプレゼンテーション 10 分、ヒアリング 15 分（予定）

提出した事業提案書のみを使用することとし、追加資料を使用した説明は不可とします。

※参加者が1団体の場合でも、プレゼンテーションを行います。

（4）その他　出席者は、1事業者又は1JVあたり3名以内とします。

13 審査及び事業者の決定

（1）審査方法・審査基準

福岡市が設置する選定委員会において事業提案の内容等を総合的に審議し、事業実施に最もふさわしい事業者を決定します。参加者が1団体の場合でも、審査を行います。なお、最優秀提案者は評価の合計点が6割（60.0 点）以上であることを要件とします。

審査に付する事項及び配点は、別添 1「評価表」を参照してください。

（2）審査結果の通知・公表

最終審査結果については、プレゼンテーション参加者に文書で発送するとともに、福岡市のホームページにおいて公表します。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が判明したときは、決定を取り消すことがあります。

14 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は、一切返却しません。なお、提出された書類は、契約に至った場合に活用するほか、事業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

（2）採用された提案は、福岡市との協議の上、内容の変更を求めることがあります。

15 失格要件

この要項の条件を満たさない提案を行った場合や、提出書類に虚偽の内容があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがあります。

16 契約

(1)審査委員会において最優秀提案者を決定した後、速やかに当該事業者と契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結します。

(2)上記(1)の契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結することがあります。

(3)契約にあたり、契約日までに契約保証金(契約金額の 10%以上)を福岡市に納付しなければならない場合があります。

17 契約担当者

福岡市こども未来局こども健やか部こども見守り支援課(ひとり親福祉係)
担当:横山、松田
住所:〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目 8−1
電話:092-711-4762　　FAX:092-733-5534
メール:k-mimamori.cb@city.fukuoka.lg.jp

18 その他留意事項

(1)提案にかかる一切の費用は、参加者が負担するものとします。

(2)事業提案書の内容は、契約締結した後に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

(3)審査結果に関する質問には一切回答しません。

(4)この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

(5)本資料(添付資料含む)は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、他の目的のために使用することを禁止します。

(6)本提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本語通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とします。

19 様式

様式第1号　　提案競技参加申請書
様式第1−2号　委任状
様式第1−3号　誓約書
様式第1−4号　役員名簿
様式第1−5号　個人財務諸表
様式第2号　　質疑書
様式第3号　　同種または類似業務の実績表
様式第4号　　辞退届